

令和2年第1回教育委員会会議定例会 議事録

午後 4時00分開会

1 日 時 令和2年1月23日(木)

午後 5時10分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員, 中秋委員

4 説明員 中川教育次長, 堀川教育振興課長, 吉本学校教育課長,
山口教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第1号 竹原市社会教育委員の委嘱について

議案第2号 令和2年度竹原市学校教育ビジョンについて

議案第3号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(令和元年度教育委員会関係補正予算案)

議案第4号 竹原市立幼稚園長の服務に関する規則を廃止する規則案

議案第5号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案

議案第6号 教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則案

議案第7号 竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第8号 竹原市伝統的建造物設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第9号 竹原市立学校学校評議員設置運営要項の一部を改正する告示案

報告・協議 竹原市学校施設長寿命化計画の策定について

○浅野教育長 ただいまから, 令和2年第1回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。
職務代理者 します。お諮りいたします。議案第3号は成案になる前の内部検討の段階

であるため非公開とし議案第1号の前に付議し、議案第5号と議案第9号は関連議案であるため一括で付議すること、議案第7号と議案第8号は関連議案であるため一括で付議することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○浅野教育長
職務代理者 御異議なしと認めます。議案第3号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし議案第1号の前に付議し、議案第5号と議案第9号は関連議案であるため一括で付議すること、議案第7号と議案第8号は関連議案であるため一括で付議することに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○浅野教育長 以上で非公開の議題は終了しました。続いて議案第1号「竹原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案書1ページをお開きください。議案第1号竹原市社会教育委員の委嘱についてでございます。本案は竹原市社会教育委員について、新たに追加で委員を委嘱しようとするものでございます。続いて4ページをお開きください。社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び竹原市社会教育委員設置条例第1条第2項により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとなっております。委員につきましては現在、学校教育関係者から2名、社会教育関係者から6名、家庭教育活動をしている者から3名、学識経験者から1名の計12名を委嘱しております。今回、

社会教育を通じた人づくり、地域づくり、つながりづくりを強化する観点から社会教育部門について1名の増員を考えております。具体的には、竹原市地域交流センター連絡協議会から、清本美穂さんに新たに加わっていただきたいと考えております。昨年12月23日に地域交流センター設立総会が開催され、調整させていただきました。任期につきましては、令和2年2月1日から令和3年5月31日までとなっております。活動につきましては、社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の諮問に応じ意見を述べたり、必要な調査・研究を行うこととなっております。以上でございます。

○浅野教育長
職務代理者

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○中秋委員

社会教育委員は毎年、委嘱していませんでしたか。

○堀川課長

はい。今年は、5月に任期満了で先ほど言いました学校関係者2名、社会教育関係者6名、家庭教育関係者3名ということで、今回、公民館から地域交流センターに移行して、その関係の協議会が開かれていなかったのですが、その会議が12月に開催されて代表者が決められた関係で、委嘱を依頼して、推薦いただいた方が今回の清本さんになります。

○中秋委員

実際に、社会教育の関しての計画というのはどのようなものですか。

○堀川課長

実務的には、市が行っている社会教育に関する補助金や実施している事業、補助している事業等を説明させていただいて、社会教育の分野を知っていただきながら、地域でも活動していただくということになります。

○中川教育次長

ちなみに、竹原市教育委員会は社会教育関係の個別計画を持ち合わせていませんので、そこが弱点です。生涯学習・社会教育の部分については一度深掘りしたような計画を持つべきではないかと考えております。全く何も根拠がなく活動しているわけではなく、総合計画の社会教育の部分、生涯学習の部分で大まかではありますが、それが一番上位の計画にはなっておりますので、それに基づいた方針で今現在活動しております。他市町で

言いますと、総合計画に合わせて個別計画を持つこともあるのですが、その部分が教育委員会としてこれまでできていない部分があります。社会教育委員や例年御質問いただいておりますスポーツ推進員がありますが、社会教育の振興計画を作る時には、文化・芸術の振興だけではなくて、スポーツ振興等も含めて考える必要があります。スポーツの分野も竹原市が独自の振興計画を持ち合わせていないので、それも言い訳にはなりますが、総合計画には定義づけはさせていただいておりますので、これからの課題になると思います。社会教育委員さんを有効に活用していく、スポーツ推進員さんを有効に活用していくというのは、具体的な方針を今後考えていくのが課題とっております。どうぞよろしく申し上げます。

○浅野教育長 職務代理者 この委員が一堂に会して会議をする場について事務局より補足説明をお願いします。

○堀川課長 年に1回集まっただいて、社会教育に関する予算も含めて、その年度の生涯学習・社会教育の主な事業を説明させていただいて、その中で関係団体への補助金、こんな形で補助金を支出しているということで協議いただいております。今年度は、新たな取り組みで、社会教育委員の役割についてというテーマで講師をお招きして研修会を開催します。社会教育はわかりにくいという本音の部分も出てきています。

○浅野教育長 職務代理者 その他何か御質問はございますか。

○西川委員 個別計画を持っていないということですが、総合計画を立てるときに社会教育委員さんの開いた会議の意見は総合計画に反映されているのですか。反映されていないのですか。

○中川教育次長 社会教育委員さんの出番・役割というと、社会教育の方針を諮問して懇話会という形で社会教育委員さんから竹原市の社会教育・生涯学習はこうあるべきというものを10年くらい前にはなるかもしれませんが、節目節目で意見をいただくようにしています。例えば、学校適正配置の意見を聞

く部分でも社会教育委員さんの立場で参画してもらうとか年1回総会的な集まりはあるのですが、後はこちらの要請を受けて諮問する、意見具申をいただくという活動しかできていません。

- 西川委員 課題としては、個別計画を作っていきたいということですね。
- 中川教育次長 はい、そうです。
- 浅野教育長 お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり承認することに御異議ございませぬか。
- 職務代理者
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 浅野教育長 御異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第2号「令和2年度竹原市学校教育ビジョンについて」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 職務代理者
- 吉本課長 議案第2号令和2年度竹原市学校教育ビジョンについてでございます。竹原市教育大綱を基に、来年度竹原市の教育をどのように進めようとするのかを具体的に示し、教育内容を充実させようとするものであり、承認を求めるものでございます。議案書6ページを見ていただいて、上から順に説明させていただきます。竹原市では、第6次竹原市総合計画において、10年後の目指す姿を、「夢をもち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことが出来る人材を育成している」とし、10年間の学校教育を進めているところでございます。そのため、来年度の学校教育ビジョンでも、目標を「夢をもち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことが出来る人材の育成」とし、大きく6つの柱を基本方針として取り組んでまいります。まず一つ目の「地域とともにある信頼される学校づくりの推進」でございます。他の柱においても同様ですが、主な取組の重点を

一番上、一番最初に位置づけさせていただきました。具体的施策としまして、コミュニティ・スクールの推進を大きな柱として学校教育を進めていくという思いを示しております。竹原市では、今後も、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めていくため、学校・家庭・地域が十分連携して協働しながら子供を育ててまいります。続いて、幼保小連携教育の推進でございます。広島県が平成29年2月に策定した「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランを軸として来年度も取組を進めてまいります。年長と、小学校第1学年の2年間を接続期と捉え、年長児のアプローチカリキュラムと、第1学年のスタートカリキュラムのつながりを意識して編成した接続カリキュラムを実施・その都度改善しながら、幼保小が連携し、お互いの教育・保育を見通して育ちと学びを連続させるための取組を実践してまいります。三つ目の「確かな学力」の向上についてでございます。学校教育ですので、やはり大きな柱になることとなります。そのような意味でも重点項目を二つあげさせていただきました。学力については、課題がある児童について低学年から丁寧に取り組みます。また、個に応じた指導を充実させる等指導の充実をはかります。主体的な学びの創造については、来年度も継続して取り組みます。変化の激しい今後の社会を担う児童生徒に必要な資質・能力を身につけさせるためには、これまでの知識ベースの学びに加え、「主体的な学び」の創造を目指す必要があります。そのため、児童生徒に課題発見・解決学習をはじめとした「主体的な学び」を促す授業を実施するとともに、改善してまいります。四つ目の「豊かな心」の育成です。グローバル化する社会や子供たちを取り巻く環境の変化に対応するため、主体的な学びを促す教育活動を実践して確かな学力の向上を図るとともに、体験活動や道徳教育を充実させ、豊かな人間性や社会性を育成してまいります。「道徳科」の授業において、考え議論する道徳科の授業改善に取り組みます。五つ目の「健やかな体」の育成でございます。健やかな体の育成に向けて生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るため

の基礎を培う教育を推進します。知力・体力全ての土台は早寝・早起き・朝ごはんがあると捉え、生活リズムを確立する取組を進めます。

最後に充実した教育環境づくりです。これまで竹原市が進めてまいりました小中一貫教育の推進を進め、9年間を見通した指導を徹底してまいります。また、少子化に伴い、児童生徒が年々減少していることから、教育環境の整備のため、学校規模の適正化についての検討を進めます。来年度はこの事についての具体的な施策として、学校の適正配置懇話会の設置及び諮問を行ってまいります。これらの取組をより具体化していくため、竹原市学校教育ビジョンを定め、夢をもち多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことができる人材の育成を目指すとともに、故郷を大切にできる子供の育成に取り組みます。以上でございます。

○浅野教育長 職務代理者 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。学校の適正配置懇話会について事務局よりどのような組織か説明願います。

○吉本課長 有識者等をお願いして組織を作って、今後の方向性について、審議していただくというものでございます。

○中川教育次長 ちなみに、平成12年に一度答申をいただいております。平成8年から実質3年くらい懇話会が答申をまとめるのにかかっておりまして、平成12年に答申をいただいて、それが今もベースになって、忠海学園や吉名学園等小中一貫の部分もあるのですが、今そういう動きになっています。その当時の懇話会で言いますと、今課長がご説明申し上げましたように、広大の岡東教授を中心に、保護者代表、地域代表、それから先ほどの社会教育委員であるとか学校評議員の皆様等々で、もちろん教職員も行政職員も入った中で、懇話会のメンバーを形成していきます。その当時もうコミュニティ・スクールという単語が出てきているような今読んでも古くない内容にはなっているのですが、一校ずつ統合するべきとか意見具申していただいております。その当時と一番大きく変わっているところは、児童数・生徒数が変わっておりますので、時点修正のような形でできるだけ時間をか

けずに新たな適正配置の答申をいただいて教育委員会会議にお諮りする中で、今後の適正配置を考えていければと思っております。まずは、いきなり教育委員会会議だけで決めたというふうにはならないと思いますので、一旦懇話会という第三者の意見をまとめようということで御理解いただければと思います。

○浅野教育長
職務代理者

その他御質問はございませんか。

○西川委員

タブレットのことで、小・中学校に一人一台ということですが、具体的な話はきていますか。

○吉本課長

まだ正式に要綱がおりてきていません。2月初めに最終的な要綱がおりてくるという話もありますが、いくら水面下で進められることを進めています。今回の国の方針として大きく2つの柱があって、まず一つの柱が、環境整備ということで各学校をGIGAネットスクールという言い方をしているのですが、高速通信ができるネットワークを整備しなさいというもの、もう一つの柱は児童・生徒一人に一台パソコンを配布するというもので大きく二つの柱があります。一つ目の整備については、今年度の補正予算を組む場合はこれだけの補助がつく、来年度に持ち越した場合はこれくらいになるという具体的な数値が出てきておりますので、そこも含めて、今年度の補正予算として環境整備をどこまでできるか検討中です。本気でできるようには進めていますが、進めながらどこまですることが適正なのか、やるべきなのかということを見極めながら進めています。

○西川委員

同時におしなべて均等にというのではなくて、市町で企画・立案して予算をつけて、企画・立案の具体性があるところから整備できるというイメージで捉えているのですが。

○吉本課長

その辺りが、今年度補正予算を組むかどうかというところで、文科省としては、今年度補正予算を組んで整備するところについてはこれだけ出しますよ、次についてはこうですよといくらか差をつけていますので、そう

いう状況なのですが、実際には大きなハードルがたくさんあるので、文科省が言うようにはできないところがあります。文科省が示しているのは、一斉調達で県が主導ですということが大きな柱で、そうしないと市町によってノウハウがあって、できる市町とできない市町があるので、県が例えばタブレット等を一斉調達するよという言い方をしていますが、現実には不可能です。タブレット自体も調達できるかできないか広島県ではそういう方向性は示していませんので、県の方針を待ってられないので、竹原市としてこれまで県下のリーディングスクールとしてICTについて取り組んでまいりましたので、ここは何としてもできることはやりたいと思って、情報を集めたりしながら進めています。

○西川委員

もう一点、確かな学力の中で、課題のある児童・生徒さんへのフォローアップなのですが、ICTの活用とリンクさせて個別最適化が謳われている中で都市部では、業者が出している人工知能が搭載された、間違ったら自動的に人工知能がそこに対してその単元に戻していくようなソフトを実験的に何校か使っているようですが、そういったものを具体的な施策の中で試してみようと話は出てきていますか。

○吉本課長

現在、すでに全ての児童・生徒に対して、家庭でネットにつないで家庭学習ができるソフトを導入しています。これが一つのスタートとして、個別最適な、個の要望に応じていろんな学習ができるものとしてスタートしていますが、実際にそのようなソフトがいろいろ出ているのも確かで、ただ、それが使えるかどうかということもまだ現実にはわかりませんので、そういういろんなことを試しながら、特色を持って考えている学校もあるのは確かです。ただ、お金がかかるものもありますし、かからないものもありますし、本当にいろいろあります。竹原市としては情報を各学校に伝えたりしながら、どれが使えるのか使えないのかそういうものを全部含めてエデュテックという総称があるのですが、それについて情報を学校の方にこういうものもあるよとお伝えしながら情報仕入れながらと考えてい

ます。

○西川委員 今使っているアプリ，ソフトは学校単位ですか。それとも，教育委員会で共通のものですか。

○吉本課長 全く同じもので，学校のタブレットに全部に入っています。それを各家庭でスマホでもできるようにしています。必要があれば，自分でネットにつないで認証して，クラウドにあるものなので，どこからでも接続して，いつ，どこでも誰でも学習できるというソフトを導入しております。

○西川委員 ネットにつなぐときには，他の方向にいかないように制限はかかっているのですか。

○吉本課長 それは，家庭で保護者のタブレット等なので，家庭教育にお任せしています。

○浅野教育長 職務代理者 その他御質問はございませんか。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○浅野教育長 職務代理者 御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて，議案第4号「竹原市立幼稚園長の服務に関する規則を廃止する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 竹原市立幼稚園長の服務に関する規則を廃止する規則案についてでございます。議案書の13ページから15ページをご覧ください。議案第4号竹原市立幼稚園長の服務に関する規則を廃止する規則案についてでございます。この規則案は，昨年9月定例市議会で議決された竹原市立幼稚園設置及び管理条例の廃止に伴い，令和2年4月1日付けで竹原市立幼稚園長の服務に関する規則を廃止するため，提出するものです。以上でござ

います。

○浅野教育長 職務代理者 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長 職務代理者 お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○浅野教育長 職務代理者 御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて議案第5号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第9号「竹原市立学校学校評議員設置運営要項の一部を改正する告示案」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第5号、議案書16ページからになりますが、ここからについては私の方で一括して説明させていただきます。議案第5号竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正をする規則案でございます。学習指導要領の改訂に伴い様式を改めるとともに、竹原市学校運営協議会規則の策定に伴い必要な文言を追加するとともに、竹原市立幼稚園設置及び管理条例の廃止に伴い関連条文の削除を行うためのものがございます。具体的には、議案書26、27ページに新旧対照表をお示しております。竹原市立幼稚園の設置及び管理条例の廃止に伴い、幼稚園に関する項目を全て削除しております。細かいところは時間の関係で追いませんが、全て幼稚園に関するところを削除しているというところでございます。また、26ページの中ほどの第35条の3については、学校運営協議会制度をスタートさせるにあたり、学校評議員の機能を学校運営協議会に移行させますので、学校運営協議会を設置する時は、学校評議員を置かないこ

とができると改正をいたします。続いて28ページでございます。小学校が新学習指導要領スタートとなりまして、表の中の評価の一番最後の項目の第5学年・第6学年に外国語が入りました。小学校の方で教科の一番最後の部分に外国語が入りました。それからその下の29ページについては、中学校の方ですが、道徳が特別の教科道徳となりましたので真ん中より下に特別の教科道徳と、右側の道徳が特別の教科道徳に変わっております。続いて、全てのページに言えるのですが、元号の変更で平成を令和に変えております。32ページの上の表の①②③ですが、①通常教育課程に「自立活動」を、②が各教科の目標や内容を、③が知的障害である児童に対する教育をといるところなのですが、ここに元々右側の方を見ていただいたら、①②③で②③に概ねが入っています。これを概ねを入れるか入れないかで議論をしたのですが、最終的に概ねという言葉を入れさせていただいております。②③が概ねを入れるか入れないか議論をしたのは②と③の境目が大変難しいんですね。これは間違いなく②にあたる、③にあたるという境目が難しく、とはいえ、概ねという言葉が適切かどうかというところで議論した結果、境目が難しいものについて、概ねという言葉がないとおかしいのではないかと最終的な結論に至りまして、概ねという言葉を入れさせていただいております。中身については、大きく変わってはいません。以上、大きくは小学校の外国語というところと、中学校の特別の教科道徳というところの変更でございます。続いて、議案第9号竹原市学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示案でございます。竹原市学校運営協議会規則を制定いたしましたので、これに伴い必要な文言を追加いたします。具体的には、2項の目的に、学校運営に関し、地域の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するため、小学校、中学校及び義務教育学校全体に学校評議員を置くとなっておりますが、学校運営協議会を設置した学校については、学校運営協議会がこの役割を果たすこととなりますので、

学校評議員を置かなくて良いこととなります。ただし、来年度から、学校運営協議会を設置する学校と設置していない学校が混在いたしますので、学校評議員を置くという文言の後に、ことができるを加えたものでございます。以上でございます。

○浅野教育長
職務代理者 幼稚園という文言、小学校5・6年の外国語と中学校の道徳が特別の教科道徳、元号を令和に変更ですね。これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 35条の3で、学校運営協議会をこれから設置していく中で学校評議員を置かなくて良いと思うのですが、置かないことができるのでしょうか。

○吉本課長 来年度は、学校運営協議会がスタートする学校としない学校が混在するので、学校運営協議会をスタートしない学校については、学校評議員をまだ置いておかなければなりません。ですので、置かないことができるという言い方をしています。

○西川委員 設置する時とは書いてあるので、設置するのだから要らないと思って解釈しました。

○吉本課長 そもそも学校評議員は置かなければいけないのですが、学校運営協議会を設置する場合は、それを置かなくても良いということですか。

○西川委員 置いても良いという解釈をして良いのですか。

○吉本課長 置いても良いです。絶対置いてはいけないということではありません。

○西川委員 置いても良いという選択肢もあるのですね。ただ、実際には置かないということですね。

○吉本課長 基本的には、学校運営協議会がその役を果たしていただくようになりますので、よほど学校運営協議会の方で評価はしませんということがない限りは、学校運営協議会にさせていただくという方向で進んでいます。

○西川委員 はい、わかりました。

○浅野教育長
職務代理者 何か御質問はありませんか。

○浅野教育長 職務代理者 お諮りいたします。議案第5号及び議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○浅野教育長 職務代理者 御異議なしと認めます。よって議案第5号及び議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて議案第6号「教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第6号教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則案についてでございます。議案書35ページからをご覧ください。議案第6号教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則案についてですが、令和2年4月から始まる会計年度任用職員制度に伴い、一般職と特別職の区分が明確化されたことを受け、一般職の任免に係る議決範囲を整理するため、この規則の一部を改正するものでございます。38ページの新旧対照表をご覧ください。第1条各号に、教育委員会の権限を教育長に委任できないものを列記しております。ここに列記している項目は教育委員会会議に諮り、議決を得る必要があるものです。この度の改正で第4号に「教育次長、課長、主査、課長補佐及び係長の任免を行うこと」を追加するものです。これまで特別職として教育委員会に諮っておりました図書館長、ALT等について、4月以降はこれまで一般職として配置している介助員、用務員等の臨時職員等と同じく一般職の会計年度職員となります。このことを受けて、教育長の権限で任免を行うものと、教育委員会に諮るものとの範囲を明確にするため、この規定を追加しております。これにより、今後は一般職で教育委員会会議で議決をいただくのは、事務局の教育次長、課長、主査、課長補佐及び係長のみとなります。その他の職員である事務局の主

事等や、ALT、介助員については、随時名簿として整理して共有させていただきたいと考えております。以上です。

- 浅野教育長 職務代理者 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 浅野教育長 職務代理者 今までALT等出てきていましたよね。すでに決定したものを教育委員会会議に報告するということですね。
- 堀川課長 はい。共有させていただきます。会計年度任用職員の整理の時に、区分を明確化しましたので、その部分を整理させていただきました。
- 西川委員 改正後が教育次長、課長、主査、課長補佐及び係長の任免を行うということですが、それまではどなたが任免権を持っていたのですか。
- 堀川課長 この表にあるのは、教育長に委任できないというもので、これは今までなかったということは、教育委員会会議で議決していたものです。職員で言えば、教育次長、課長、主任主事、主事の議決もこの場で行っていたものです。
- 西川委員 総意をもってという形ですね。
- 堀川課長 教育委員会会議で議決していただくものを今回明確化したものです。
- 西川委員 今回は、教育長さんが単独でということですか。
- 中川教育次長 これは、教職員の方もですが、教育委員会会議に人事異動表を示して教育委員会全体でこれだけ人事異動になります、これを承認してくださいとされていたのですが、一般のいわゆる係長級ではないそれ以外の例えば、事務局主事等が全部入ったものでお諮りしていたのですが、ここでお諮りするのはいよいよ係長以上にしようという趣旨のものです。ここにあるものは、教育長が専決できないものですので、ここに書いてあるものは必ず教育委員会会議に諮りましょうという意味で御理解いただければと思います。私や課長、主査までが課長級で管理職になります。課長補佐、係長は監督者になりますので、そこは教育委員会でこれまでどおり人事異動表をお見せして提示させていただいて、教育委員会はこういう管理者、監督者でよろ

しいでしょうかという流れになるということです。これまではこの項目がなかったのですが、もれなく人事異動表は教育委員会全員のものです、これでもよろしいでしょうかとしていましたが、今後は管理者・監督者のみで教育委員会会議に諮らせていただくということです。よろしくお願いします。

○浅野教育長 職務代理者 今の説明でよろしいでしょうか。

○西川委員 教育長が任免というより、教育委員会が承認するかしないかという立場ですよね。

○中川教育次長 はい、そうですね。承認するかどうかというところです。

○西川委員 教育長さんに対する権限なので、教育長さんは当然任免の権限はありますか。

○中川教育次長 そこは、人事に関していうとあくまで案を教育委員会として教育委員会会議に諮る。そこで、同意なり、承認なりをいただくということがあります。特に8号の教科用図書というのが、人事異動表に変わっていることになります。そのような手続きを踏まないと、教育委員は、教育次長はだめと言えるということでございます。そういう権限があります。だから、教育長が勝手に先に決められない。この教育委員会会議に諮って、教育次長は中川ではなくて、誰々にしようとかそういう話もできる会議になっているということです。挙がってない部分は前文にある部分で教育長に委任していただきたい。それが去年の例で言いますと、校長については学校経営の長なので、そこについては教育委員の方に各学校の校長はの方でよろしいでしょうかと同意を求めたり、承認を求めたりそれが事務局職員を監督者以上は同意を求めましょう。それ以外については教育長に御一任いただきたい。

○堀川課長 今回、会計年度任用職員という整理をさせていただいて、今までの臨時職員さんも会計年度任用職員として一般職になってしまうので、今までどおり諮ることになると臨時職員さん全部を諮ることになるので、整理をさ

せていただいております。

- 西川委員 莫大な量になるので整理したのですね。理解できました。
- 浅野教育長 職務代理者 お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 浅野教育長 職務代理者 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決する
ことに決定いたしました。続いて、議案第7号「竹原市歴史民俗資料館設
置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案」及び議案第8号「竹原
市伝統的建造物設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案」は関
連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願
いします。
- 堀川課長 議案第7号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の一部を
改正する規則案及び議案第8号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例施
行規則の一部を改正する規則案についてでございます。当日配布資料の3
ページから10ページ、議案の39ページ、43ページをご覧ください。
こちらにつきまして、昨年12月市議会定例会で竹原市歴史民俗資料館設
置及び管理条例の一部を改正する条例案及び竹原市伝統的建造物設置及
び管理条例の一部を改正する条例案が議決され、管理方法の見直しや名称
の変更、入館料及び施設使用料の見直しを行ったところです。今回の規則
改正の内容は、指定文化財の名称の統一と、開館時間及び休館日の見直し、
入館料の減免対象者の見直しを行うものです。当日配布資料9ページの新
旧対照表でご説明させていただきます。竹原市伝統的建造物設置及び管理
条例施行規則、こちらが一括上程させていただいているのは文化4施設と
いう関連があるのですが、こちらの方3施設が対象になっている方の新旧

対照表でございます。第2条で開館時間を午前9時から午後5時までを午前10時から午後4時までとし、休館日年末12月29日からとしていたものを年末12月27日からとし、各施設の休館日を旧松阪家住宅を水曜日に旧光本家住宅を火水木曜日に変更し、旧森川家住宅と議案第8号になります歴史民俗資料館はこれまで通りそれぞれ木曜日と火曜日を休館日とします。休館日と開館時間を見直すにあたり、入館者数等の調査を行いましたところ、早い時間と開館間際や年末12月27日から29日までは、町並み保存地区のメイン通りである本町通りでない旧光本家住宅の入館者数が少なかったこと等を分析・考慮しました。次に入館料減免対象者の見直しについてですが、第3条に掲載しておりますように第2項については学術的研究者については事前に市に協議があり同行する等調整している現状があることから削除します。次に、第4項ですが、これまで75歳以上の方の入館料を免除しておりました。こちらを竹原市在住者の75歳以上に限定させていただいて、伝統的建造物の保存・継承に係る財源の確保に少しでもつながればと考えております。改正後の第6項は周遊券にかかる整理ですが、以前周遊券にたけはら美術館が加わっていた部分を削除するものです。今回の見直しにより、4施設すべてが開館している曜日が日月金土となります。4施設入館料全て入館すると1,200円ですが、これを割り引く周遊券はすべて開館している曜日としておりまして、周遊券を販売できる日は、これまでの3日から4日に増え、日月金土となり、週末とその前後を充実させ町並み保存地区の賑わいを期待したいと考えております。以上でございます。

○浅野教育長
職務代理者

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○市川委員

減免対象の小学校とか中学校というのは、先生ということですか。

○堀川課長

社会見学に来てくださる先生は、無料のままです。

○市川委員

先生が無料ということですか。生徒はそもそも無料ですよ。

- 堀川課長 結果的にはそうです。元々、引率者については、いただいております。
- 市川委員 竹原市以外の学校でも、該当するのですか。
- 堀川課長 市外の学校については、年齢的にはいただいておりますが、先生については、どこまで対応できているかというところがあります。引率者ですので減免ということで考えたいと思います。
- 市川委員 他にも言えますが、小学校、中学校の範囲で学校が増えているので、準ずるものとしておいた方が、義務教育学校や、商船や工専も含めて、結局第7項で該当するということにはなるかもしれませんが、学校の種類で直すのであれば、わかりやすいと思います。
- 堀川課長 表現のことですね。その部分については、修正検討させていただきます。
- 浅野教育長 職務代理者 お諮りいたします。議案第7号及び議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 浅野教育長 職務代理者 御異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。報告・協議事項といたしまして、「竹原市学校施設長寿命化計画の策定について」を議題といたします。関係課より報告をよろしく申し上げます。
- 堀川課長 当日配布させていただいております「竹原市立学校施設長寿命化計画の策定について」をご覧ください。竹原市立学校施設長寿命化計画につきましては1の趣旨にありますように安全・安心で質の高い教育環境の確保や防災機能の強化を図りつつ、維持管理コストの縮減によるライフサイクルコストの軽減、財政負担の平準化を図るため、平成28年度策定の公共施設等総合管理計画を踏まえて、その個別施設計画である「竹原市立学校施設長寿命化計画」を今年度策定することとしておりまして、その内容をご

報告させていただきます。対象施設は、小学校8校、中学校3校、義務教育学校1校、給食センターです。計37棟、約5.2万㎡です。学校施設は、校舎、体育館及び武道場が対象で、プール、小規模倉庫は対象外です。計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間、必要に応じて適宜見直しを行っていきたいと考えております。学校施設の目指すべき姿について、安全・防災面の観点からこの2点、学習・生活面の観点から3点、地域の拠点化ということで、地域に開かれた学校とするための施設ということに掲載させていただいております。学校施設の状況でございますが、計画の3ページのグラフの下の方でございます。築30年以上の施設は全体の約87%、築20年以上は約95%となっております。耐震化につきましては、平成30年度に全ての学校施設の耐震化を完了しております。耐震化率は100%となっております。改修状況ですが、構造躯体に影響を及ぼす屋上や外壁等の改修、電気・機械設備等の不具合箇所については、緊急性を考慮して、部分的な改修にとどまっています。築30年を経過した建物の約8割については、内外部の大規模改修が実は未実施となっている状況です。今回の目的でもありますコスト、今後40年間の維持・更新コストについての評価ですが、6ページ、7ページで評価しております。整備内容の部分で、従来のケースでは、建築後40年で建て替えを実施ということにしており、40年で172億円、年間で4.3億円、長寿命化として整備する場合は、80年間使用できるように長寿命化改修を実施して、40年間で163億円、年間で4億円ということで、縮減できるという評価です。6ページ、7ページのグラフで比較していただくと、集中しているのが今後10年間です。長寿命化した場合、費用の平準化が図られて、年間約4億円程度にできればと思っております。次に、7ページ学校施設の長寿命化計画の基本方針ですが、学校施設の予防保全を効果的に実施し、長寿命化を図るため大規模改修を計画的に進める必要があります。しかし、全ての学校施設の長寿命化を図ることは困難であることか

ら、実施に際しては、学校施設適正配置の検討結果に基づき、使用継続が必要な建物について、優先順位を定めていきたいと考えております。この計画については、今回の教育委員会会議で協議・策定していただいて、2月の市議会常任委員会で説明したのち、令和2年3月市のホームページで公表していきたいと考えております。計画の方で、5ページに専門家による評価をA・B・Cで示した表がございます。築年数が古いものばかりですので、このような評価をいただいております。ちょっと見えにくいですが、ホームページにも公表しますので、ゆっくり見ていただければと思います。

○浅野教育長 職務代理者 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長 職務代理者 評価が厳しい理由がありますか。

○堀川課長 機械設備系統が悪い評価が多くなっています。

○浅野教育長 職務代理者 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和2年第1回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和2年 1月23日 午後 5時10分閉会